

倉吉市上下水道局告示第15号

倉吉市上下水道局告示第6号により告示した下水を排除及び処理すべき区域について、次の区域を追加する。

その関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和6年4月22日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 下水を排除及び処理すべき区域
福守町292-1
- 2 縦覧場所
倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）